

ミツヒロニュース



師走です。低カロリーが売り文句の飲料に、カロリーゼロの飲料があります。甘味を補うために合成甘味料のスクラロースなどが使用されていますが、人間に対してどのような影響を及ぼすかは、分かりません。砂糖は体内で分解されますが、合成甘味料は分解されることなく体内を巡っています。肝臓への影響も心配されるため、飲料には気を付けて頂きたいと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇ふるさと納税のすすめ
- ◇平成26年は10万件突破か、公正証書遺言とは
- ◇イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(32) 「なぜ税務調査に入った?②」
- ◇年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あとがき 師走を迎え

ふるさと納税のすすめ

個人が都道府県や市区町村（以下、「自治体」）に寄附をすることで、所得税や個人住民税が軽減される「ふるさと納税」。最近、「ふるさと納税生活」、「ふるさと納税最新ガイド」など、ふるさと納税に関する多数の書籍が発行されています。インターネットでは「ふるさと納税ポータルサイト(<http://www.furusato-tax.jp/>)」など特産品から寄附先を選ぶことができるサイトがあり、特産品を楽しみにされている方もおられるようです。

「ふるさと納税の実績額」（総務省）によりますと、寄附金額（つまり、ふるさと納税された金額）は、平成21年度に約72億円であったものが、以後、65億円、67億円と推移していたのですが、東日本大震災の影響があった平成24年度には、なんと約650億円に上がっています。直近の平成25年度は減少したものの、その額は約130億円（利用者は106,446人）と高水準を維持しています。

■「ふるさと納税」とは

ふるさと納税は、確定申告を要件に、自治体への寄附金についておおむね個人住民税の所得割額の1割を上限に、所得税と個人住民税あわせて最高で2,000円を除いた寄附金全額分が軽減できる制度です。

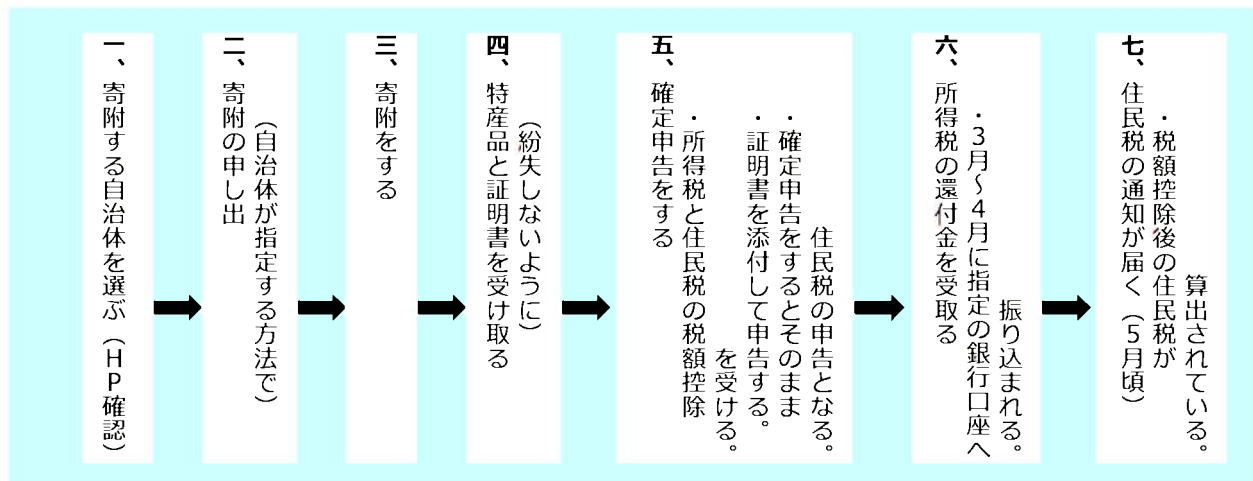
また、自治体によっては、所得税・個人住民税の軽減に加え、食料品をはじめ宿泊券など、各地の特産品をもらうことができます。

■特産品をもらった場合の課税

特産品を受け取ったときは、課税上、一時所得として取扱います。この場合、特産品の価値が収入金額となる一方で、寄附金額は特産品を得るための支出ではないため、特産品の価値から特別控除額を差し引いた金額が一時所得の金額となります。特別控除額は50万円あるため、特産品の受領のみで一時所得として課税されることは考えにくいものの、生命保険契約の一時金等、他にも一時所得として課税される所得があれば、この特産品の価値分も一時所得として含まれますので、注意が必要となりますが、各地の特産品を取得して楽しんでみてはいかがでしょうか。

(次頁へつづく)

■「ふるさと納税」の流れ



■ふるさと納税で控除される額 (大分市応援寄附金の場合)

寄附金で控除される額は、以下の合計額が対象となります。

1 所得税の所得控除による軽減

①【寄附金額 - 2,000 円】×所得税の限界税率 (0~40%) ×復興特別所得税率の加算(1.021)

2 住民税の税額控除による軽減

②基本控除額→【寄附金額 - 2,000 円】×10%

③特例控除額→【寄附金額 - 2,000 円】× (90% - 所得税の限界税率 (0~40%) × 復興特別所得税率の加算(1.021))

(※上限額は住民税所得割額の 10%)

※対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の 40%が限度であり、住民税 (基本控除額分) は総所得金額等の 30%が限度)

○モデルケース一覧表

給与収入	所得額	寄附金額	控除額			
			所得額①	住民税基本控除額②	住民税特例控除額③	合計額(①+②+③)
300 万円 所得税率 5%	192 万円	1 万円	408 円	800 円	6,700 円	7,908 円
		3 万円	1,429 円	2,800 円	6,700 円	10,929 円
		10 万円	5,002 円	9,800 円	6,700 円	21,502 円
500 万円 所得税率 10%	346 万円	1 万円	816 円	800 円	6,384 円	8,000 円
		3 万円	2,858 円	2,800 円	22,342 円	28,000 円
		10 万円	10,005 円	9,800 円	23,250 円	43,055 円
700 万円 所得税率 20%	510 万円	1 万円	1,633 円	800 円	5,567 円	8,000 円
		3 万円	5,717 円	2,800 円	19,483 円	28,000 円
		10 万円	20,011 円	9,800 円	39,650 円	69,461 円
1,000 万円 所得税率 20%	780 万円	1 万円	1,633 円	800 円	5,567 円	8,000 円
		3 万円	5,717 円	2,800 円	19,483 円	28,000 円
		10 万円	20,011 円	9,800 円	66,650 円	96,461 円

※この表のモデルは給与所得者で配偶者及び子供一人を扶養している世帯を例に試算したもので、家族構成や収入額、所得控除等の額によっても異なりますので、あくまで目安としてご利用下さい。

例えば、年収が 500 万円の A さんの場合 (共働きの場合も同じ)

平成 26 年に 3 万円の寄附をしたとすると、翌年度の確定申告で **2,858 円の還付**があり、**住民税の納税で 25,142 円が控除**されます。合計、28,000 円分の税金が戻ってきます。

正確な数字を知りたい場合は、大分市の市民税課ホームページ内で提供している「ふるさと納税による寄附金額控除額 試算ツール」がお勧めです。

平成26年は10万件突破か、公正証書遺言とは

◆平成 25 年の公正証書遺言は 9.6 万件

遺言は一般的には「死に際」に残す言葉というイメージがありますが、法律でいう遺言は必ず書面で作成したものでなければならず、厳格な方式が求められています。

同時に遺言しやすいように、「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」「公正証書遺言」の3つの方式が定められています。

そのうち「公正証書遺言」は、日本公証人連合会の調べによれば、平成 25 年には、約 9.6 万件も作成されたそうです。

平成 23 年は約 7.9 万件、平成 24 年は約 8.8 万件であり、年々増加傾向にあるといえます。このペースならば、「公正証書遺言」は、平成 26 年には 10 万件を超えることは確実でしょう。

◆公正証書遺言とは？

「公正証書遺言」とは、文字通り「公正証書」で遺言することです。これは想像しているほど面倒なことではありません。

遺言を行う本人（遺言者）が公証役場に出向いて、公証人に対して、自分が考えている遺言の内容を直接告げればよいのです。

その際、公証人は、本人の精神状態が正常であることを確認した上で、本人が告げた内容に法律的な間違いがないように書面（公正証書）にまとめてくれます。

◆公正証書遺言のメリットは？

「公正証書遺言」には次のようなメリットがあります。

- ①遺言者の意思に基づき、内容として適正な遺言を残すことができること（「遺言の無効」を主張されるリスクが少なくなる）
- ②公証人が原本を保管するため、偽造・変造・隠匿される恐れがないこと（一部は原本と電磁的記録の「二重保存システム」）
- ③家庭裁判所の検認が要らないため、遺言の内容が、相続開始後速やかに実現できること（自筆証書遺言等では家庭裁判所の検認が必要となります）
- ④平成元年から導入された「遺言検索システム」により検索が容易であること（遺言者が生存中の場合には、本人が検索できるほか、遺言者の死亡後は相続人・受遺者等が検索請求をすることができます）

このように「公正証書遺言」は、安全性が高い遺言方式ですが、費用（公証人手数料）が生じることを頭の中に入れておいて下さい。

公正証書遺言の作成費用は、手数料令という政令で法定されています。ここに、その概要を述べますと、

- ① まず、遺言の目的たる財産の価額に対応する形で、その手数料が下記の表のとおり、定められています。

	目的の価額	手数料
証書の作成	100万円まで	5,000円
	200万円まで	7,000円
	500万円まで	11,000円
	1,000万円まで	17,000円
	3,000万円まで	23,000円
	5,000万円まで	29,000円
	1億円まで	43,000円

1億円を超える部分については
1億円を超え3億円まで 5,000万円毎に 1万3,000円
3億円を超え10億円まで 5,000万円毎に 1万1,000円
10億円を超える部分 5,000万円毎に 8,000円
がそれぞれ加算されます。

- ② 左記の基準を前提に、具体的に手数料を算出するには、下記の点に留意が必要です。

遺言加算といって、全体の財産が1億円以下のときは、1万1,000円が加算されます。遺言の取消は1万1,000円、秘密遺言証書は1万1,000円の加算となります。

公正証書に関する相談は無料です。気軽に公証役場へ出向き、安全確実な公正証書遺言をお作りになることをおすすめします。

◆広島公証人合同役場のご案内

〒730-0037 広島市中区中町 7-41 三栄ビル9階
TEL082-247-7277 FAX082-247-7276



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ32. 「なぜ税務調査に入った？②」

前月号で紹介した「情報収集のための税務調査」以外にも、「**広域調査**」と呼ばれるものがあります。

広域調査とは、親・子会社、関連会社、同一経営者の会社等に対して、税務署の管轄を超えて、同時に行われる税務調査のことで、会社同士の数字合わせや、資料の破棄を防ぐため、そのほとんどが事前に通知のない無予告調査で行われます。

広域調査はかなりやっかいで、複数会社に対して同時に税務調査が行われるわけですから、対応するだけで大変なことになります。

また、似たような税務調査に「**同時調査**」があります。

税務署は、法人課税部門（法人税）、個人課税部門（所得税）、資産課税部門（相続税）など、税目（税金の種類）ごとに部署が分かれており、通常は、1つの部署だけで税務調査を行います。

ですが、何らか理由がある場合には、他部署と合同で税務調査を実施することもあります。

■ 個人事業主が、法人を設立（いわゆる法人成り）した場合

→個人課税部門と法人課税部門の同時調査

■ 経営者が亡くなり、相続税には会社の株式の評価などが絡む場合

→資産課税部門と法人課税部門の同時調査

もちろん、関連会社がいくつがあるからといって、絶対に広域調査が行われるというわけではありません。税務調査にもいろいろな種類があり、一筋縄でいかないということだけでも知っていただければと思います。

参考文献： ■第一法規「タケノコ」センター ■ふるさと納税生活 ■ふるさと納税最新ガイド ■大分市HP ■日本公証人連合会HP



年末年始に伴う休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てに預かり、厚く御礼申し上げます。さて、弊社の年末年始に伴う休業日は下記の通りになります。何卒、ご了承の程よろしくお願い致します。

休業期間：2014年12月27日（土）～
2015年1月4日（日）

尚、1月5日（月）より通常通り業務を行います。

あしがき

下田です。今年も残すところ僅かとなりました。この一年、ミツヒロニュースをお読み頂きありがとうございました。また、弊社主催セミナーに多数のご参加を頂きましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。本紙、そしてセミナーでの情報が、皆様の業務や経営に少しでもお役に立てば幸いです。来年も皆様にとって有益となる情報をお届けする所存ですので、今後とも宜しくお願い致します。新しく迎える年が、皆様にとって、より素晴らしい年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

